

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 太陽光・電池関連製品の輸出増値税還政策の見直し及びその実務影響

中国財政部及び国家税務総局は、2026年1月8日付で「太陽光発電等製品の輸出増値税還付政策の調整に関する公告」（財政部・税務総局公告2026年第2号）を公布しました。本公告により、太陽光発電関連製品については2026年4月1日以降、増値税の輸出還付が取り消され、電池製品については2026年4月1日から2026年12月31日までの間、輸出還付率が従来の9%から6%に引き下げられたうえで、2027年1月1日以降は輸出還付が取り消されることとなりました。

今回の見直しは、中国における新エネルギー関連産業の輸出政策、価格形成、サプライチェーン戦略に影響を及ぼす可能性があります。特に、太陽光パネル、蓄電池、リチウムイオン電池、関連部材等を輸出している中国企業、または中国子会社・中国サプライヤーから対象製品を調達している日系企業は、取引価格、利益率、契約条件及びグループ内取引価格への影響等を検討する必要があるかと考えられます。

### 1. 政策変更の概要

本公告に基づき、対象製品の輸出増値税還付は以下のとおり見直されます。

対象製品	対象期間	変更内容
太陽光発電等製品	2026年4月1日～	輸出増値税還付を取消し
電池製品	2026年4月1日～2026年12月31日	輸出還付率を9%から6%へ引下げ
	2027年1月1日～	輸出増値税還付を取消し

なお、対象製品について消費税が課される場合の輸出消費税に係る取扱いについては、従来どおり消費税の退免税政策が適用されるとされています。また、適用される輸出還付率は、輸出貨物通関申告書に記載された輸出日を基準として判定されます。そのため、2026年4月1日前後及び2027年1月1日前後に輸出を予定している取引については、通関日、出荷日、売上計上日及び契約上の価格条件を個別に検討することが重要です。

### 2. 日系企業への主な影響

まず中国から対象製品を調達している日系企業は、仕入価格の上昇リスクを検討する必要があります。中国サプライヤーが輸出還付の取消し又は還付率引下げによるコスト増を価格に転嫁する場合、調達コストが上昇し、日本側の販売価格、利益率、プロジェクト採算に影響が生じる可能性があります。

また、対象製品を輸出する業務に関わる中国現地法人を有する日系企業は、輸出還付の減少又は取消しにより、輸出取引の採算性が変化します。特に、太陽光・蓄電池関連製品を輸出するグループ企業は、移転価格ポリシーとの整合性を検討する必要があります。税負担の増加をどの法人が負担するのか、グループ内販売価格を見直す必要があるのか、また独立企業間価格として説明可能かを検討する必要があります。

さらに、2026年4月1日及び2027年1月1日をまたぐ取引については、契約締結日、出荷日、通関日、インコタームズ、価格改定条項の関係を検討する必要があります。公告上、輸出還付率は通関申告書に記載された輸出日を基準として判定されるため、売上計上時期や船積日だけで判断すると、想定と異なる還付率が適用される可能性があります。

### 3. 実務上の確認ポイント

日系企業においては、以下の点を早期に検討することが望ましいと考えられます。

- 自社又は中国子会社を取り扱う製品が、公告の対象リストに含まれるかを確認する必要があります。製品名称だけでなく、HS コード、通関実務上の分類、部材・完成品の区分を確認することが重要です。
- 中国からの調達契約又はグループ内販売契約において、税制変更に伴う価格調整条項があるかを確認する必要があります。還付率の引下げによるコスト増をサプライヤー側が負担するのか、買主側に転嫁されるのかによって、影響額は大きく異なります。
- 2026年度の予算、原価計算、プロジェクト収支において、輸出還付の縮小・取消しによる影響を織り込む必要があります。特に、長期供給契約、EPC 契約、蓄電池プロジェクト、再生可能エネルギー関連投資においては、既存見積りの前提条件を再検討することがおすすしめします。
- 中国子会社に関連会社へ対象製品を輸出している場合には、移転価格文書、取引価格の算定根拠、税負担の配分方針を見直す必要があります。税制変更による利益率低下が一時的なものか、価格政策の見直しを伴うものかについて、グループ内で整理しておくことが重要です。

### お見逃しなく！

今回の輸出増値税還付政策の見直しは、太陽光・電池関連製品の価格競争力に直接影響する可能性があるため、中国に製造・調達機能を有する日系企業にとって、税務部門だけでなく、購買、営業、経営企画、サプライチェーン部門を含め、総合的な検討が必要となります。

特に、2026年4月1日以降に輸出される太陽光関連製品、及び2027年1月1日以降に輸出される電池製品については、従来の輸出還付を前提とした価格設定が維持できない可能性があります。対象製品の有無、影響額の試算、契約条件の見直し、関連者間取引価格の検討を早期に行うことがおすすしめします。